

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月19日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地																								
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンモール高松 香川県高松市香西本町1番1外57筆																								
変更しようとする事項	<p>1. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>1. 駐車場の位置及び収容台数 (変更前)</p> <table border="1" data-bbox="844 813 1369 1104"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外駐車場(図面2-1)</td> <td>1,230台</td> </tr> <tr> <td>建物4階駐車場(図面6)</td> <td>582台</td> </tr> <tr> <td>建物屋上駐車場(図面7)</td> <td>792台</td> </tr> <tr> <td>北西敷地駐車場(図面2-1)</td> <td>256台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,860台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※従業員用駐車場は別途785台確保</p> <p>(変更後)</p> <table border="1" data-bbox="844 1216 1369 1507"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外駐車場(図面2-2)</td> <td>1,230台</td> </tr> <tr> <td>建物4階駐車場(図面6)</td> <td>582台</td> </tr> <tr> <td>建物屋上駐車場(図面7)</td> <td>792台</td> </tr> <tr> <td>北西敷地駐車場(図面2-2)</td> <td>256台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,860台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※駐車場Fの位置変更 ※従業員用駐車場は別途673台確保</p>	位置	収容台数	屋外駐車場(図面2-1)	1,230台	建物4階駐車場(図面6)	582台	建物屋上駐車場(図面7)	792台	北西敷地駐車場(図面2-1)	256台	合計	2,860台	位置	収容台数	屋外駐車場(図面2-2)	1,230台	建物4階駐車場(図面6)	582台	建物屋上駐車場(図面7)	792台	北西敷地駐車場(図面2-2)	256台	合計	2,860台
位置	収容台数																								
屋外駐車場(図面2-1)	1,230台																								
建物4階駐車場(図面6)	582台																								
建物屋上駐車場(図面7)	792台																								
北西敷地駐車場(図面2-1)	256台																								
合計	2,860台																								
位置	収容台数																								
屋外駐車場(図面2-2)	1,230台																								
建物4階駐車場(図面6)	582台																								
建物屋上駐車場(図面7)	792台																								
北西敷地駐車場(図面2-2)	256台																								
合計	2,860台																								
変更年月日	平成29年4月17日																								
変更理由	敷地有効活用に基づく店外テナント誘致による位置の変更。																								

2. 届出年月日

平成29年4月7日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

--	--

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成29年4月19日から平成29年8月19日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年8月19日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ